

（設置）

第 1 条 勝山市における中高一貫教育を推進するため、勝山市中高一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（実施校）

第 2 条 勝山市中高一貫教育実施校（以下「実施校」という。）は、勝山市立勝山中学校と福井県立勝山高等学校とする。ただし令和 9 年 4 月の勝山市立勝山中学校開校までの中学校は勝山南部中学校、勝山中部中学校、勝山北部中学校とする。

（委員構成）

第 3 条 協議会は、実施校の教職員、福井県教育庁及び市教育委員会事務局の関係者をもって構成する。

（会長等）

第 4 条 会長は、勝山高校校長とし、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、実施校の中学校長とし会長が指名する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（所掌事務）

第 5 条 協議会は会長が招集し、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施校の校長が編成する教育課程について協議すること。
- (2) 実施校の特色や地域の実態に応じた中高一貫教育の推進に関すること。
- (3) その他、必要な事項

（中高連携推進委員会）

第 6 条 協議会に、中高一貫教育実施に係る連携の有り方を研究をすることを目的として、中高連携推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、実施校及び市教育委員会の関係者をもって構成する。
- 3 委員会に委員長、副委員長を置く。
委員長及び副委員長は、会長が任命する。
- 4 委員長は必要に応じ会議の経過及び結果等を推進協議会に報告する。
- 5 連携推進にあたり、必要に応じて県教育庁高校教育課及び関係課の助言を求めることができるものとする。

(部会)

第7条 次の表に掲げる部会を設置し、事務を所掌する。

部 会	所 掌 事 務
教育課程部会	・教育課程の編成に関する事
進路支援部会	・キャリア教育及び連携生徒、入学者選抜に関する事
生徒支援部会	・学校行事、生徒会活動、部活動など生徒交流に関する事 ・通学方法や生活のルール等に関する事
教科部会	・学力・学習意欲の向上に向けた教科間の連携等に関する事
探究部会	・探究学習の推進に関する事 ・大学、研究機関、企業、行政、地域等との連携に関する事

2 部会長及び部会の構成員は、会長が指名する。

3 部会長は、必要に応じ会議の経過及び結果等を委員会に報告する。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、協議会事務局において処理する。

2 事務局は、市教育総務課に置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、令和6年11月29日から施行する。